

南大東村漁業振興実施計画策定支援業務 企画提案書募集実施要領

1 目的

本村が策定した「水産振興基本計画」に基づき、各施策項目および具体的な取組を効果的・効率的に実施するため、実施計画を策定する。本業務では、以下の点を明確にし、持続可能な水産業振興の推進を図ることを目的とする。

- ・施策の優先順位付け
- ・実施体制の整備
- ・必要な財源計画の策定
- ・関係者との連携強化
- ・施策の実施に向けたモニタリング・評価の仕組みの確立

2 業務概要

(1) 業 務 名

南大東村漁業振興実施計画策定支援業務（以下、「本業務」という）

(2) 業務内容

別紙「南大東村漁業振興実施計画策定支援業務仕様書」（以下「仕様書」という）のとおり。

3 事務局

本業務における担当部署及び企画提案書等の提出先は次のとおりとする。

【窓 口】 南大東村役場 産業課 担当者名:知念 要

【住 所】 〒901-3895 沖縄県島尻郡南大東村字南144番地1

【連絡先】 電話:09802-2-2037 FAX:09802-2-2669

メール: kaname-c@vill.minamidaito.okinawa.jp

4 提案上限額

予算上限額 9, 0 5 3, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

5 履行期間

契約締結の日から令和8年2月28日まで（公開予定日は令和7年7月末日を予定）

6 スケジュール

(1) 実施要領の公表期間

令和7年7月7日（月）～令和7年7月25日（金）

(2) 質問の受付締切

令和7年7月7日（月）～令和7年7月18日（金）午後5時厳守

(3) 質問回答日

令和7年7月23日（水）

(4) 参加表明書の提出期限

令和7年7月25日(金) 午後5時厳守

(5) 企画提案書提出期限

令和7年7月25日(金) 午後5時厳守

(6) 第一次審査

令和7年8月1日(金)

(7) 第二次審査

令和7年8月5日(火) 【予定】

(8) 最終選定結果通知

令和7年8月12日(火) 【予定】

7 参加資格要件

公告日現在、次の各号の全ての要件を満たすこととする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (3) 会社法(平成17年法律第86号)第475条若しくは第644条の規程に基づく精算の開始又は破産法(平成16年法律第75号)第18条若しくは第19条の規程に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条及び第3条に基づく暴力団及び暴力団員が実質的に経営を行っている業者又はこれに準ずる者でないこと。
- (5) 専門技術者等、十分な業務遂行能力を有し、適切な執行体制を有しているもの。
- (6) 過去3年以内に、行政機関等から違法または違反行為等による勧告やそれに類似する行政処分、罰則などを受けたことがある場合、勧告及び行政処分、罰則内容とその後の対応について報告すること。報告を怠り後日発覚した場合には参加資格及び契約も不履行とする。

8 質問書の受付及び回答

(1) 質問書の受付

ア 受付締切 令和7年7月18日(金) 午後5時厳守

イ 提出書類 質問書(様式4)

ウ 提出方法 基本的に電子メールにて送付すること。なお、軽微な内容についての確認は電話にて対応可能とするが、問い合わせ内容によって担当者判断により再度メール送付を指示されることもある事を留意する。

(2) 質問への回答

ア 回答日 令和7年7月23日(水)

イ 回答方法 参加の意思確認を行った全ての業者にメールにて回答する。

9 参加表明書の提出

(1) 提出期限

令和7年7月25日（金）午後5時厳守

(2) 提出書類

ア 参加表明書（様式1）及び宣誓書（様式3）

署名と代表者印を押印し提出すること。

イ 会社概要（様式2）

ウ 7ー（6）に該当する場合、勧告及び行政処分、罰則内容とその後の対応について詳細に報告すること。（任意様式）

(3) 提出方法

持参又は郵送にて提出すること。

なお、持参は土・日曜日、祝日を除く平日の午前9時から午後5時までとし、郵送は書留郵便（レターパック可）で、提出期限までに必着のこと。

10 企画提案書・見積書の提出

(1) 提出期限

令和7年7月25日（金）午後5時厳守

(2) 提出書類

ア 企画提案書 正本1部、副本13部、電子データ（CD-ROM）1部

イ 見積書 正本1部、副本13部

(3) 提出物について

ア 企画提案書

企画提案書は、下記の項目番号に従い、記載すべき事項内容に基づいて作成すること。なお、要件を満たさない内容又はより良い提案がある場合は、その差異を明記すること。企画提案書の枚数に制限は設けない。企画提案書のサイズは、日本産業規格A4横型（一部A3版資料折込使用可）とし、任意書式にて作成すること。頁数を打つこと。

番号	項目	記載すべき事項
1	会社情報	会社概要及び公共団体発注事業受注実績について、以下の点を踏まえて記述すること。 （1）会社概要、経営状況 （2）提案内容と同等又は類似の主な業務実績
2	本業務に対する取組	本業務の受託に関する基本的な考え方及び具体的な取り組み方針について、以下の項目を定め主要なポイントを記述すること。 （1）基本的な考え方及び事業への理解 （2）提供体制
3	施策ごとの実施内容の整理	基本計画にて策定した施策内容について以下の項目を基にして記述すること。 （1）各施策の目的、対象者、期待される効果の明確化 （2）短期・中期・長期の導入ロードマップの策定 （3）施策実行に必要なリソース（人材、設備等）の特定

4	財源確保の計画	施策実施にかかる必要な予算について以下の項目を基にして記述すること。 (1) 各施策の実施に必要な予算試算 (2) 国、県の補助金や助成金の活用方法の提案 (3) 企業、民間団体、漁協等との連携による資金調達の可能性の検討
5	実行体制の整備	計画実施の体制について以下の項目を基にして記述すること。 (1) 村役場、漁業組合、加工業者、地域住民等の役割分担の明確化 (2) 必要な人材の確保・育成（研修、セミナーの計画策定）
6	リスク管理と課題対応	以下の項目を基にして記述すること。 (1) 施策実行の課題やリスクの抽出（漁獲減少、後継者不足、制度制約、気候変動等） (2) リスク回避のための対応策（代替手段の検討、外部パートナーシップの活用）
7	工程表	計画策定の工程表を以下の項目を反映し記述すること。 (1) 関係者ヒアリング・意見交換会（第1回） ①村内漁業関係者（漁業者、加工業者、流通業者、関係団体等）への意見聴取 ②地域住民との意見交換 (2) 関係者ヒアリング・意見交換会（第2回） ①第1回の意見をもとに実施計画案の具体化 ②施策ごとの課題整理、実施体制の見直し ③最終調整として関係者の意見を計画に反映
8	その他	上記以外の必要だと考えられる事項があれば積極的に提案すること。

イ 見積書

本業務の一式についての見積りを提出すること（任意様式）。

消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積金額には消費税額を加算すること。

(4) 提出方法

持参又は郵送。なお、郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。

11 企画提案書等の無効

次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書等を無効とする。

- (1) 募集要領等に表示された条件に適合しない場合。
- (2) 提出期限を過ぎて提出された場合。

- (3) 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない等の不備、若しくは虚偽の内容が記載されている場合。
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合。

12 審査

本プロポーザルは、公募型プロポーザルとして二段階審査方式で実施する。プロポーザルの評価項目は別紙に掲げるものとし、審査委員が審査し選定する。

(1) 一次審査（書類審査）

一次審査は、審査基準に基づき、企画提案書に記載の内容について審査して点数化し評価点の上位3社程度を一次審査通過者とする。

また、1社のみの参加の場合においても実施するものとし、この場合企画提案書提出後早期にプレゼンテーション審査を行うものとする。時期については本村より事前に通知するものとする。

(2) 二次審査（プレゼンテーション審査）

一次審査を通過した者を対象にプレゼンテーション及び質疑応答を実施する。審査基準に基づき、プレゼンテーションは見積価格及び企画提案書の内容と照らし合わせながら審査し、評価点を算出する。

なお、プレゼンテーションにおいては、パワーポイント等プレゼンテーションソフトの使用を認める。

ア 実施日（予定）

令和7年8月5日（火） 45分間

会場、開催時刻等の詳細については、一次審査結果とともに、通過者に文書にて通知する。

イ 使用機材

プロジェクター、スクリーンは本村が準備する。

ウ 時間配分

（ア）プレゼンテーション 30分間（時間配分は任意とする。）

（イ）質疑応答 15分間

エ 受託業者の選定

受託業者は、一次審査及び二次審査の評価点の合計点が最も高い者とする。なお、一次審査の結果は各社宛てにメールで通知し、二次審査の選考結果は、各社宛てに文書で通知する。

オ その他

参加者が1社の場合においても審査を実施するものとし、その場合、総合的に評価し交渉権者として認めない場合もある。

13 その他事項

その他事項は、次のとおりとする。

- (1) 提出された書類は、返却しないこととする。
- (2) 審査経過や結果への問合せには応じないこととする。
- (3) 参加表明書の提出後に参加を辞退する場合には、「辞退届」（任意様式）を提出すること。
- (4) 提出書類並びに審査経過及び結果は、公平性、透明性及び客観性を期するために公表することがあ

る。

- (5) 本業務へ参加するために要する一切の費用は、参加者の負担とする。
- (6) 提出期限後の提出書類の変更、差替え又は再提出は、原則として認めないものとする。
- (7) 本要領に定めのない事項並びに疑義が生じた場合は、協議により定める。